

令和元年 12 月 16 日

(宛先) Matsusaka-EMS 環境管理責任者

Matsusaka-EMS
外部環境監査チーム

外部環境監査員 (氏名・印省略)

外部環境監査報告書

Matsusaka-EMS 外部環境監査の結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の日程

令和 元年 11 月 28 日 (木) 9 時 00 分 ~ 16 時 30 分

2. 監査の対象

松阪市企画振興部三雲地域振興局地域住民課 (三雲リサイクルセンター)
松阪市教育委員会事務局北部教育事務所 (三雲研修センター)
松阪市健康福祉部地域福祉課 (第一隣保館)

3. 監査の内容

① 監査の対象期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

② 監査実施内容

Matsusaka-EMS シート

令和元年度内部環境監査実施報告書

令和元年度「Matsusaka-EMS」内部環境監査チェックリスト

活動量年間入力確認表

調達量年間入力確認表 等

③ 監査方法

会議室におけるヒアリング

主管課管理施設における現地ヒアリング

資料の確認

4. 監査結果

【1. 監査の概要】

全ての対象部署において、事前の質問事項に対し説明を受けエビデンスをチェックする形式で行いました。また、監査中に気になる点について質問を実施し、チェックを入れることも致しました。

監査側の問いに対してはエビデンスをもって回答をいただきましたので、EMSが機能していると判断して良い状態が維持されていることが確認できました。

当日外部環境監査出席者

監査員：セントラル硝子株式会社

中西 清和

株式会社東海テクノ

吉川 将史

被監査部署：松阪市企画振興部三雲地域振興局地域住民課

(三雲リサイクルセンター)

氏木 正人、荒川 直幸

松阪市教育委員会事務局北部教育事務所

(三雲研修センター)

本田 不三彦、川合 生子

松阪市健康福祉部地域福祉課

(第一隣保館)

松田 和義、小林 義和

事務局：環境生活部環境課

荒川 浩和、山路 裕規、前川 嘉紀

【2. 監査の所見】

< 監査範囲全体 >

全監査部署において松阪市長が制定した環境方針を各部門に展開し事務所及び現場に掲示され、各部門でも認識されていることを確認しました。また、環境活動については、Matsusaka-EMSシートにて各部門で取り組むべき環境活動計画を立てられて、廃棄物削減や省エネに積極的活動に努めていたことを確認しました。上記より、環境マネジメントシステムが適切及び有効に運用されていることを確認し、大きな問題もありませんでした。

< 三雲リサイクルセンター（三雲地域振興局地域住民課） >

三雲リサイクルセンターの現場を確認いたしました。作業場内は整理整頓が徹底されており、また事務所の西日による夏場の温度上昇抑制に対しても、緑のカーテンを設置するなど節電に対する自主的な取り組みも見受けられました。

「好事例」

市民の方々が生活系廃棄物を直接搬入されていることから、各品目の見える化と3Sが確実に実施されていました。また、3Rの重要性をアピールするために各箇所に3Rポスターが多数貼られていました。搬入される方々を目視確認したところ、各自が自ら分別する姿も確認され、分別の重要性及び各品目の見

える化により市民への認識から廃棄物の混在防止にも繋がっており、有効な活動であることが評価できます。

<三雲研修センター（北部教育事務所）>

三雲研修センターの現場を確認いたしました。本施設の使用については自治会が管理している為、行政による日常的な管理は難しいところではありますが、節電、節水等の張り紙を掲示することで、できる限り環境配慮への啓蒙活動をされている状況が確認できました。

<第一隣保館（地域福祉課）>

第一隣保館の現場を確認いたしました。本施設は子供から高齢者まで幅広く高頻度で利用するため、節電、節水、エアコンの入切確認などはチェック表を用いて組織的に運用されていました。また、敷地内にて保管されているPCBは、法令に基づき表示付きのPCB保管庫にて厳重に管理され、県への定期的な保管状況報告もされていました。低濃度PCBのため処理期限は少し先ではありますが、早目の処理手続きをお勧めいたします。

「好事例」

市の指定避難所でもあり、緊急時の非常用備蓄品が十分な量を保管されていました。また、食料の賞味期限と保管量等の備蓄品一覧表を部屋の前に表示されていました。食料についてはアレルギーを持つ方々のために、配慮された食料を保管されており、市民の方々のことを考えた素晴らしい対応であることを評価します。

【3. 今後についての気付き】

<事務局>

- ① 活動量は「年間入力確認表」「年間入力確認グラフ」により管理されていますが、主として集計のために利用されていますので活動実績を共有するために、関係する現場に張り出しEMS関係者への“見える化”を行うことを推奨いたします。
- ② 第一隣保館は下水道に接続していますが、「Matsusaka-EMSシート」内にある適用環境法令の一覧内には“下水道法”の記載がございません。同法について一覧に追加し、該当する施設等での順守管理の実施をお願いいたします。

<三雲リサイクルセンター（三雲地域振興局地域住民課）>

- ① 廃棄物回収置き場は整理整頓されていますが、従業員の自主的な活動によるものと見受けられます。点検表等を作成し記録することで組織的な活動にすることを推奨いたします。
- ② 現場では様々な法的要求事項を含む設備の定期点検が実施されていますが、一元化された計画表が存在していません。年間の定期的な点検を一覧にして失念防止に取り組み、法的要求事項での順守評価に努めることを推奨いたします。
- ③ 現場には搬入廃棄物移動用のフォークリフト（燃料：ガソリン）が存在しました。燃料の補給は現場にて行われていますが、補給時に発生しうる可能性のあ

る漏洩に対する対応マニュアルが存在していませんでした。稼働させる機会はほとんどないとのことではございますが、万が一に備え危機管理に関するマニュアルの作成を推奨いたします。

- ④ 廃棄物置場にはガラス体温計が持ち込まれる場合があります。その際には蛍光灯と同一のかごの中に保管されますが、ガラス体温計には水銀を使用したものもありますので、万が一破損した場合は内容物の水銀漏洩が考えられますので、別途違う容器を準備し保管することを推奨いたします。

<三雲研修センター（北部教育事務所）>

電気消灯、冷暖房、換気扇、水道等の確認は掲示のみとなっておりますので、利用者が実際にチェックしたかどうかは後で確認できない状況です。利用頻度も少なく、環境負荷の非常に少ない施設ではありますが、一方でそのまま放置された場合は、次回の利用時までそのままの状態になる可能性があります。最終退出者が確認するためのチェックリストを作成し、運用した方がより確実な環境負荷削減になると考えられます。

<第一隣保館（地域福祉課）>

第一隣保館ではPCB廃棄物（トランス）が保管されており、廃棄物処理法保管基準に準ずる対応を確実に実施されてきました。また、毎年6月末までに届出を行なう「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等報告書」も適切に届出がされてきました。しかし、PCB特別管理産業廃棄物保管場所の看板とポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等報告書に記載の特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名が異なっていました。

確認したところ、PCB産業廃棄物保管場所の看板に記載の特別管理廃棄物管理責任者の氏名が更新されていなかったことが分かりましたので、速やかに更新する必要があります。

<前回気付き事項の確認>

前年度「Matsusaka-EMS外部環境監査」の指摘事項に対する対応について確認いたしました。“環境目標設定の際に本業に関する目標を設定すること”については、周知は完了していますが、実際の目標設定には至っていない部署が存在している模様です。指摘内容に対し合致する目標が存在しない部署もあるかと思っておりますので、その際には、欄内に“合致目標なし”等の文言を記載し、来年度までにはすべての部署にて対応が終了することを推奨いたします。また、“年間走行距離に対する燃費の管理”も未達でありますので、事務局にて無理のない算出方法を検討し、実施することを推奨いたします。